

### 3. 管内での高病原性鳥インフルエンザ発生時における 初動防疫体制の整備

大分県 大分家畜保健衛生所<sup>1)</sup>、豊後大野家畜保健衛生所<sup>2)</sup>  
 ○ (病鑑) 首藤洋三<sup>1)</sup>、渡邊 春香<sup>1)</sup>、安部 行倫<sup>1)</sup>  
 丸山 信明<sup>2)</sup>

#### 【はじめに】

2010年11月以降、国内の9県24農場で高病原性鳥インフルエンザ（HPAI）の発生が確認され、2011年2月本県の管内においても1例の発生をみた。その全国的な発生を受けて2011年4月に家畜伝染病予防法が改正されるとともに、新たな飼養衛生管理基準が定められ、その中で年1回定期報告の義務化、衛生管理区域の設定、埋却地の確保等、速やかな初動防疫体制整備がより重要視された。さらに本県においても2011年6月に独自の防疫ガイドラインが策定された。その新たな飼養衛生管理基準および県の防疫ガイドラインに基づき、HPAI発生に備えた初動防疫体制の充実を図ったので報告する。

#### 【管内家きん飼養農場の状況】

2012年度の管内における家きん100羽以上飼養農場は25農場。その内訳は10,000羽以上が7農場、1,000～10,000羽が5農場、1,000羽未満が13農場であった（表1）。

#### 【防疫体制整備項目】

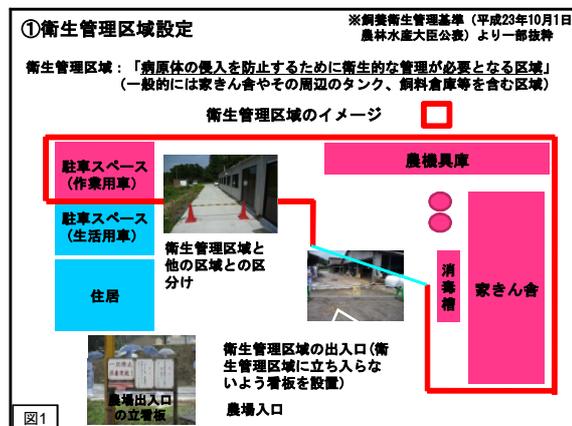
##### ①衛生管理区域設定

飼養衛生管理基準で義務化された「衛生管理区域」とは、「病原体の侵入を防止するために衛生的な管理が必要となる区域」を意味し、一般的には畜舎・飼料タンク・倉庫等を含む区域をさす（図1）。無論個々の農場によって家きん舎やその他施設、自宅等との位置関係は様々であるため、ケ

表1

	1万羽以上	千～1万羽	百～千羽	十～百羽
採卵鶏	4	3	9	—
肉用鶏	3	2	2	—
愛玩鶏	0	0	1	—
※だちょう	0	0	0	1
合計	7	5	12	1

※だちょうにあっては10羽以上の所有者が飼養衛生管理基準遵守の対象 計25農場



ースに応じた指導・設定が必要となった。そこで衛生管理区域設定の確認および指導は、予め農場に法改正の趣旨説明を行い、巡回による確認・指導を行った。確認のポイントはチェックシート項目より、区域設定つまり境界が分かるか、区域出入口の看板設置、車両消毒、立入者の消毒設備が設置されているか、区域立入者の記録保存などのポイントについて確認・指導を実施した。実際の管内農場での設定例を示す（図2, 3）。管理区域の区分方法は農場毎様々で、チェーンによる区分や、門と塀による区分、入口の立入禁止看板設置、コーンによる区分け等を確認した。車両消毒方法は、ゲート式や動噴等による消毒を確認した。

2012年10月現在の管内25農場の設定状況を示す（表2）。先に述べたチェックポイントを項目ごとに確認した結果、区域設定の手段や消毒設備、記録作成方法は農場ごと様々であったが、全25農場で衛生管理区域の設定が完了した。

## ②埋却地確保

新たな飼養衛生管理基準では、埋却のための土地の確保についても義務化されたことから、管内農場の埋却地の確認および確保指導を行った（図4）。行程はまず、趣旨説明と現地確認を行い、埋却候補地が自己所有か借地か、借地の場合は土地所有者の承諾の有無、所在地等を確認した。埋却候補地が確保されると、本県の振興局農林基盤部と共に再度巡回し、測量、地質等を調査後、埋却地としての適正を判断した。

2012年10月現在の管内25農場の埋却地確保状況を示す（表3）。本県では、法改正前から埋却候補地の選定は進めていた。したがってすでに20農場では候補地確保済みで、法改正後の指導により、25農場すべて



表2 ①衛生管理区域設定  
管内25農場の設定状況（平成24年10月時点）

チェック項目	設定済農場数	内訳（主な方法・種類等）
区域設定 （境界が分かる）	25 / 25	白線 20
		門 3
		コーン 8
		チェーン 1
出入口看板設置	25 / 25	
出入口車両 消毒設備設置	25 / 25	石灰帯 17
		動力噴霧器 5
		ゲート式 3
		マット 2
手指消毒設備設置	25 / 25	
立入記録作成	25 / 25	チェック表 23
		ノート 1
		伝票 1

25農場すべてで設定完了

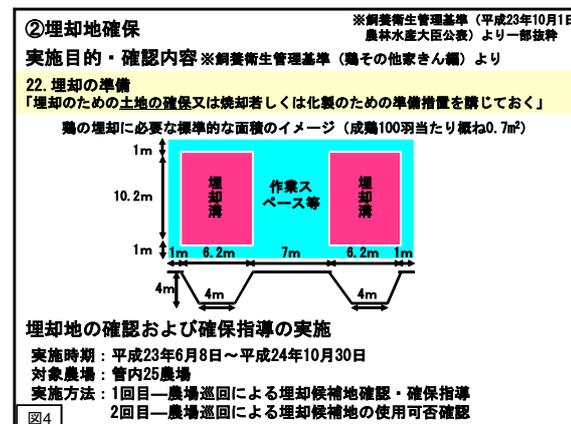


表3 ②埋却地確保  
管内25農場の確保状況（平成24年10月時点）

●1回目	埋却候補地	法改正前	法改正後
あり	20 / 25	25 / 25	25 / 25
なし	5 / 25	0 / 25	0 / 25
●2回目	埋却地の適正	候補地	実際の利用
問題なし：○	25 / 25	○※24 / 25	
問題あり：×	0 / 25	×：1 / 25	

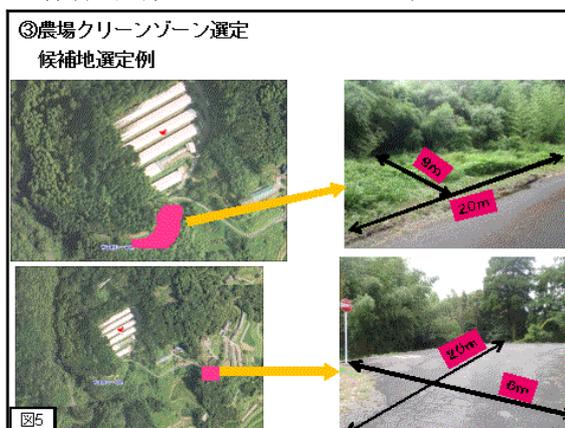
懸念事項（実際の利用）  
「問題あり：×」と判断した1農場 → 「ケースA」  
※「問題なし：○」と判断した1農場 → 「ケースB」

の候補地確保が可能となった。そして本県の振興局農林基盤部との再巡回による調査の結果、候補地はすべて埋却地として適正と判断された。しかしながらいざ実際の利用については、2つの懸案事項が発生し、問題ありと判断した1農場を「ケースA」、結果的には問題なしと判断した1農場について「ケースB」として以下報告する。「ケースA」(A農場)では、先にも述べたとおり候補地は埋却地として適正と判断された。しかし土地が自己所有ではなく、借地で、借地所有者が一旦は承諾していたものの、やはり埋却地としての利用に難色を示された。代替案としてA農場自己所有地等候補地確保に努めたものの、自力確保は困難な状況で、現在、農場と所有者間で改めて交渉中である。「ケースB」(B農場)の確保場所は、B農場のみ農場敷地外で、農場から1.8kmの距離にあることから、実際の利用について検討した。まず候補地が埋却地としては適正であること。農場間の周辺3kmに養鶏場はないこと。そして農場間を往来するトラック、重機等の運搬道路幅等、作業自体は可能と判断されたことから、距離の問題はあるものの、実際の利用は可能と判断した。

### ③農場クリーンゾーン選定

実施目的は、本県での発生を教訓に、「初動防疫作業従事者が現地到着後作業準備・休憩・救護を行うことを目的とした発生農場近隣施設」の確保が初動防疫を円滑に進める上で極めて重要と認識したことから、「農場クリーンゾーン」として本県のガイドラインに盛り込まれた。それに基づき、農場クリーンゾーン候補地は、現在の飼養状況、農場との位置関係、自己所有地か借地か、ゾーン面積が着脱衣施設等を設置可能な広さがあるか、動員者の交差汚染がない作業動線になっているか等のポイントを考慮して選定した。

実際の管内農場クリーンゾーンの候補地選定例を示す(図5)。候補地を航空写真に色で示した。この選定例では、上段の場合は鶏舎に近すぎるとも考えられることから、下段と合わせて2箇所の候補地を選定した。このように、鶏舎からの距離や面積等、各農場の諸条件も考慮しながら、1農場あたりの候補地を複数箇所選定した。



2012年10月現在の管内25農場の候補地選定状況を示す(表4)。25農場すべてで選定可能であったが、1,000羽未満の3農場で面積が不足または所有が借地という問題があった。また、1,000羽未満の1農場で土地の形状で動線の確保に問題があった。しかしながら、飼養羽数が比較的少数農場であることから、今後解決策を検討して行きたい

25農場すべてで候補地選定可能であった				
	1万羽以上	千~1万羽	千羽未満	計
選定可能農場数	7/7	3/3	15/15	25/25
・場所の適正	7/7	3/3	15/15	25/25
・十分な面積	7/7	3/3	12/15 ※1	22/25
・動線の確保	7/7	3/3	14/15 ※2	24/25
<b>懸案事項</b>				
※1 面積・借地 3 (面積不足・農場周辺に自己所有地なし等)				
※2 土地の形状 1 (動線に支障)				
飼養羽数が比較的少数農場 → 今後解決策を検討				

と考えている。

【防疫演習の実施】

HPAI発生に備えた一連の初動防疫作業の確認を目的に、管内1農場での発生を想定した防疫演習を、管内の振興局、保健所、家保等が連携して実施した。また、市町村にも防疫支援のため参加を要請した(図6)。今回は初動防疫に関連する以下の点について重点的に実施した(図7)。事前準備として、振興局を中心に動員者の確保、農場クリーンゾーンレイアウト等の会議を行い、保健所を中心に動員予定者12名が実際にPPEのゴーグル、長靴、マスク等の着脱を行い、注意点を確認した。そして家保を中心に、鶏の模型を用いて鶏の追い込み、捕獲、二酸化炭素注入、殺処分後の回収等を実際に行い、車両消毒は動力噴霧器使用未経験者8名が参加し、実際に車両消毒訓練を実施した。

【まとめ】

新たな飼養衛生管理基準で義務化された衛生管理区域設定は、管内25農場すべてで設定完了した。ただ、調査前から自主的に看板設置や区域設定済みの農場もあり、近年の発生を受けて各農場の衛生意識の向上が伺われた。また、埋却地確保について適正候補地はすべて確保できたが、使用承諾や確保場所等の課題も残った。上記農場は、飼養羽数10,000羽を超える農場のため、発生時の殺処分後は埋却処分が現実的である。しかしながら飼養衛生管理基準から、1,000羽未満の農場については、埋却のみにこだわらず、適切な施設での焼却処分も1つの選択肢として今後検討して良いのではないかと考えられた。また、本県の防疫ガイドラインに基づいて実施した農場クリーンゾーンは、管内すべての農場で候補地選定可能であったが、一部農場で面積や土地所有、動線に若干の課題が残った。ただ、それ以前に1,000羽未満の飼養農場の初動防疫作業で、家畜防疫員以外の動員者要請そのものが本当に必要かどうかも含めた検討が今後必要ではないかと考えられた。さらに防疫演習を実施し、関係機関の意識統一を図ったが、今後も規模の大小はあるものの、ポイントを絞った演習を蓄積していくべきと考えられた。

以上、本調査で得た情報を家畜防疫マップシステムに追加整備し、定期的な防疫演習を積み重ねることで、速やかな初動防疫体制作りを前進させていきたいと考える。

